

## 令和2年度 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等指導検査実施方針

### 1 基本方針

区では、これまで「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」に基づき待機児童の解消を目指して、保育の受け皿のさらなる拡充を図るため、認可保育所の整備を進めてきた。また、令和2年2月に策定した「墨田区子ども・子育て支援総合計画」では、「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」を継承し、乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備の一層の促進を図るため、新たな施設整備だけでなく、保育定員の見直しや保育園同士の連携等さまざまな方法を検討し、サービス量の確保を図ることとし、さらに指導検査や巡回支援により保育の質の確保を図るとしている。

これらのことから、墨田区の保育の量的整備を継続しつつ、保育サービスの質を高めるためには、各種保育施設に対する指導検査の役割が一層重要となっている。

以上のことを踏まえ、認可保育所、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者（以下「施設等」という。）に対する一般指導検査については、すべての利用者が施設等を安全・安心に利用できるよう、施設等の運営・保育・会計処理が関係法令等に照らし適正に実施されているか、子どもの安全と適正な保育及び施設等の運営が担保されているかを確認の上、施設等の適正な運営及び保育サービスの質の確保を図ることに主眼を置き実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、子どもの安全の確保と利用者の信頼を維持するために、速やかに特別指導検査を実施する。

これらの実施に当たって、特に認可保育所に対する指導検査においては、児童福祉法に基づく指導検査権限を持ち、ノウハウを保有する東京都と密接な連携を図ることとし、都と区がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施できるよう適切に取り組んでいく。

また、特に保育サービスの内容や事故防止及び安全確保に関する項目を重点的にチェックする指導検査補助巡回を実施し、重層的に子どもの安全と保育の質の確保に努めていく。

### 2 一般指導検査の重点項目

#### (1) 運営管理関係

##### ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

##### イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

- (イ) 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- (2) 保育内容関係
  - ア 保育所保育指針の徹底
    - (ア) 子どもの人権に配慮した適切な保育が行われているか。
    - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
  - イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底
    - (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
    - (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
  - ウ 安全対策の徹底
    - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
    - (イ) 食事中、プール活動・水遊び中及び園外保育時等の事故防止に配慮しているか。
    - (ウ) 上記(ア)及び(イ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
    - (エ) 食中毒・感染症(特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、ノロウイルス)予防対策が徹底されているか。
- (3) 会計経理関係(主に認可保育所)
  - ア 適切な会計処理の徹底
    - (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
    - (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
    - (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
  - イ 管理組織の確立
    - (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
    - (イ) 資産管理が適正に行われているか。
  - ウ 契約事務の適正化
    - (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
    - (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

### 3 特別指導検査の重点項目

- (1) 運営管理関係
  - 法令等を順守した施設運営を行っているか。
- (2) 保育内容関係
  - 保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。
- (3) 会計経理関係
  - 会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

#### 4 実施計画

##### (1) 対象施設

- ア 認可保育所
- イ 小規模保育事業所
- ウ 家庭的保育事業者

##### (2) 実施形態

###### ア 一般指導検査

###### (ア) 実施方法

施設ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

###### (イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

###### (ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として3人以上とする。

###### (エ) 実施通知

「墨田区特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施要綱」  
(平成28年3月16日付け27墨福子育第910号)第7条の規定に基づき通知する。

###### (オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、別途定める。

###### イ 特別指導検査

###### (ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、会議室等において実施する。

###### (イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

###### (ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として4人以上とする。

###### (エ) 実施通知

「墨田区特定教育・保育及び特定地域型保育事業者に対する指導検査実施要綱」  
第9条の規定に基づき通知する。

##### (3) 選定方針

###### ア 選定時点

原則として、令和2年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

###### イ 選定方法

- (ア) 過去の一般指導検査及び特別指導検査（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- (ウ) 新規に開設された施設
- (エ) 相当の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設
- (オ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設
- (カ) 当該施設を運営する社会福祉法人について、区が実施する社会福祉法人の指導検査時期に当たる施設
- (キ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

## 5 関係団体等との連携等

### (1) 東京都

- ア 指導検査に係る法令・制度運用に関する疑義照会等について連携を図る。
- イ 東京都と指導検査日を同日に実施するなどの連携を図る。
- ウ 指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

### (2) 庁内関係各課

- 庁内関係各課と連携し指導検査の適正な対応・推進を図る。